

# 山梨県公報

第千三百一十一号

平成十四年

八月八日

木曜日

## 目次

告示

土地収用事業の認定	四三五
道路の区域変更(五件)	四三五
河川区域の指定の一部改正(二件)	四三六
建築基準法に基づく道路位置指定(二件)	四三七
国土調査の成果の認証	四三七
公安委員会	四三七
遊技機の型式の検定	四三七
正誤	四三八
平成十四年三月二十九日付け号外第二十一号中	四三八
平成十四年三月二十九日付け号外第二十二号中(六件)	四三九
平成十四年三月二十九日付け号外第二十三号中(二件)	四三九

## 告示

### 山梨県告示第千三百三十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。  
平成十四年八月八日

山梨県知事 天野 建

- 一 起業者の名称 御坂町
- 二 事業の種類 戸倉区公民館建設事業
- 三 起業地 収用の部分 東八代郡御坂町上黒駒字戸倉村下地内

使用の部分 なし  
四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 御坂町役場地域整備課

### 山梨県告示第千三百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十四年八月二十九日まで一般の縦覧に供する。  
平成十四年八月八日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区	間	旧別		敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長
		新	旧		
南巨摩郡早川町大字湯島字宮ノ下一〇六七番地先から南巨摩郡早川町大字湯島字延命所六七五番の一地先まで		新	七・二丁 三三三・八	三・八 一四・一	三三三・一・八
		旧	三・八 一四・一		

### 山梨県告示第千三百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十四年八月二十九日まで一般の縦覧に供する。  
平成十四年八月八日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区	間	旧別		敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長
		新	旧		
南巨摩郡早川町大字湯島字熊小路二二三番の一地先から		新	五・〇 五〇・三	敷地の幅員(メートル)	一八六七・二
		旧	五・〇 五〇・三		

南巨摩郡早川町大字新倉子西草里道下二八九一番の二二地先まで

新	
五・〇〇	一八六七・二
九・七〇	一八八七・一
六二・二	

**山梨県告示第三百三十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年八月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年八月八日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山中湖忍野富士吉田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡山中湖村山中字新畑一七七三番の 一地从先から 南都留郡山中湖村山中字北畠八六五番の五 地先まで	九・九〇 一一・五	七・〇〇 七・四		五二〇・〇

**山梨県告示第三百三十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年八月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年八月八日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山中湖忍野富士吉田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡山中湖村山中字新畑一七六〇番地 先から 南都留郡山中湖村山中字新畑一七七一番地 先まで	一〇・四〇 一一・三	七・四〇 八・一		三三〇・七

**山梨県告示第三百三十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年八月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年八月八日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡山中湖村平野字高地坂九五一番の 一地从先から 南都留郡山中湖村平野字切戸屋一六四五番 の一地从先まで	七・七〇 八・四	六・二〇 七・一		二六六・〇

**山梨県告示第三百三十七号**

一級河川日川に係る河川区域の指定、昭和四十八年三月一日山梨県告示第百五十六号の一部を次のように改正する。

平成十四年八月八日

山梨県知事 天野 建

「第十七号まで」を「第二十五号まで」に改める。  
 （次のよう）は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百三十八号

一級河川宮川に係る河川区域の指定(昭和四十八年三月一日山梨県告示第五百五十三号)の一部を次のように改正する。

平成十四年八月八日

山梨県知事 天 野 建

第二号図に係る区域を次のように変更する。

(「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年八月八日

山梨県知事 天 野 建

一 道路の位置  
中巨摩郡竜王町富竹新田字東耕地六一七番九、六一〇番一

二 道路の幅員  
最大 六・〇メートル 最小 六・〇メートル

三 道路の延長  
十二・六四メートル

山梨県告示第三百四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年八月八日

山梨県知事 天 野 建

一 道路の位置  
中巨摩郡若草町藤田字八丁二四七番四

二 道路の幅員  
最大 八・五メートル 最小 六・〇メートル

三 道路の延長  
七十三・二五メートル

公 告

国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十四年八月八日

山梨県知事 天 野 建

一 調査を行った者の名称

増穂町及び身延町

二 調査を行った時期

増穂町 平成十二年九月一日から平成十四年三月三十一日まで

身延町 平成九年八月二十一日から平成十一年三月三十日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

増穂町大字最勝寺の一部地区

身延町下山・波木井地区

五 認証年月日

平成十四年七月九日

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年八月七日までとする。

平成十四年八月八日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦





発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番